

第 20 回総会議事録

(令和 7 年 2 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第20回総会 議事録	
日 時	令和7年2月26日(水) 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 農地利用集積計画案の審議について</p> <p>第9号議案 農地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>第10号議案 令和8年度税制改正要望の意見取りまとめについて</p> <p>第11号議案 横浜市中央農業委員会農地造成工事指導要綱及び同事務処理要領の改正について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した1月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第9号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>38番 許可</p> <p>39番 許可</p> <p>40番 許可</p> <p>41番 許可</p> <p>第2号議案</p>

	<p>26番 許可相当</p> <p>27番 許可相当</p> <p>28番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>47番 許可相当</p> <p>48番 許可相当</p> <p>49番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>62番 証明交付</p> <p>63番 証明交付</p> <p>64番 証明交付</p> <p>65番 証明交付</p> <p>66番 証明交付</p> <p>67番 証明交付</p> <p>68番 証明交付</p> <p>69番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>13番 証明交付</p> <p>14番 証明交付</p> <p>15番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>15番 証明発行</p> <p>16番 証明発行</p> <p>第7号議案</p> <p>22番から23番 協力</p> <p>第8号議案</p> <p>決定</p> <p>第9号議案</p> <p>承認</p> <p>第10号議案</p> <p>決定</p> <p>第11号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>

議長	<p>それでは、ただ今から第20回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号2番 野路 幸子委員、3番 飯田 清委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>38番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は池辺町で、花きやイチゴの施設栽培を中心に耕作されています。譲渡人は申請地が自宅から離れており、位置形状から耕作するに難しいため手放すことを考えていたところ、すぐ近隣で耕作をしている譲受人と話がまとまり売買により所有権移転をされることとなりました。申請地は露地野菜畑として隣地と一体に利用する予定です。</p> <p>農作業は本人のほか、世帯員2名で行います。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和条件についても現在すでに耕作をしている土地のすぐ隣地のため問題ないと考えられます。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>
議長	<p>38番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。</p>
中山推進委員	<p>事務局から説明があったとおりで、譲受人はしっかり農業されている方で問題ないと考えております。</p>
議長	<p>38番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、38番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、38番は許可と決定します。</p> <p>続いて、39番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受法人は神奈川県厚木市で農地を所有及び賃借し、レモンを栽培しており、経営規模の拡大を希望していました。譲渡人は農業廃止を希望しており、売買の話がまとまりました。厚木市にある農機具を使い、申請地でもレモンを栽培する予定です。役員を含む社員5名が従事します。</p> <p>農地所有適格法人の要件ですが、法人形態要件について、譲受法人は持分会社のため満たしています。事業要件について、譲受法人の事業は農業のみのため満たしています。議決権要件について、役員3名とも農業関係者のため満たしています。役員要件について、役員3名とも農業に常時従事し、農作業にも従事しているため満たしています。</p>

譲受法人は横浜市で初めて農地を所有するため、12月26日に関戸委員と菅沼委員によりヒアリングを行い、3条の要件を満たすかを確認いただいています。

議長 39番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員 栽培の知識もあり、面談時も農業に対する意欲を感じ、問題ないと考えています。

議長 菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員 果樹をやっているということで私も一緒にヒアリングをしました。やる気があるように感じました。

議長 39番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、39番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、39番は許可と決定します。
続いて、40番、41番について事務局から説明してください。

事務局 3条の40番、41番について、譲受人が同一の方のため、一括で説明します。
申請地の2筆について、売買により購入するため今回の申請となりました。
当該地は果樹畑として利用されていますが、東側の畑を耕作している譲受人が所有する擁壁が倒れてしまった際に、隣の畑へ迷惑が掛からないように、壁側10m分を分筆して購入するものです。
世帯の所有農地は、所有地・借入地も含めて全て良好に耕作されていることから利用効率要件・常時従事要件について問題はありません。
また、地域の調和要件についても、すでに地元で耕作している方で問題はなく、申請地についても果樹として利用し耕作を行う予定です。
以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。

議長 40番、41番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。

平本委員 しっかりと農業されている方です。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。

議長 40番、41番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、40番、41番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、40番、41番は許可と決定します。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。26番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>申請者は相続によって農地を取得しましたが、高齢のため耕作が困難になってきました。申請地の今後の有効活用を検討していたところ、社会福祉施設として借り受けたいと申し入れがあったため転用申請されました。</p> <p>借受法人は旭区下川井町に主たる事務所を構える社会福祉法人です。横浜市が整備を進める小規模多機能型居宅介護事業の未整備圏域に申請地があり、施設を利用することが想定される中・重度要介護者の認知症高齢者は約2900人以上と待機者の多い地域となっていることから利用定員最大29名まで設置できる約150坪のまとまった土地を探していたとのことです。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集団農地に含まれません。申請以外に数カ所の候補地がありましたが、地代や賃料が高いことや面積の過不足、接道、近隣住民から反対などで事業がどれも進まなかったところ、唯一条件の合う土地が申請地でした。</p> <p>敷地内に建築面積249.45㎡1階建ての建物を新築する計画です。建物の基礎が駐車場と農地に跨り、農地部分が駐車場の地の高さから約1m下がっているため、基礎を高くして施工するとのこと。建物の出入口を北側に設けアスファルト舗装の駐車スペース2台分、建物の外周は緑化スペースを設けます。建物の雨水と汚水は道路側溝の接続枡を設置し公共下水道へ接続します。東側境界付近にバス停があり歩行者の通行に配慮して前面道路から幅80cmほど一部セットバックして低い縁石を設置します。それ以外の東側と西側と南側の境界にはコンクリートブロック2段とネットフェンスを設置します。農地と駐車場の段差部分には型枠コンクリート6段を設置します。なお、申請地の南側農地は、申請者の所有農地で今後も耕作を続けるとのこと。アスファルト塗装部分の雨水処理と建物の雨水・汚水・排水施設及び切り下げについては都筑土木事務所と協議済みです。建物については建築許可申請受付済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	26番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。
金子推進委員	事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思います。
議長	26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、26番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26番は許可相当とし市に進達します。 続いて、27番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>申請者は相続で申請地を取得しましたが、高齢かつ後継者もないため、農地の有効活用を検討しておりました。今回、近隣で自動車販売整備業を営む法人が借り受けたいとの申し入れがあり転用を申請するものです。</p> <p>借受法人は都筑区折本町に店舗駐車場と従業員用駐車場の2か所を賃借で借りていますが、いずれも敷地の限界まで駐車しているため車のドアの開け閉めにも苦慮する状況です。近隣にも路上駐車などの問題が発生してしまっているため、販売用の乗用車と整備の必要な車両、従業員の通勤車をまとめて駐車できる場所を探したところ、申請地が見つかりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m以内に、横浜市立折本小学校・折本町西原公園があります。</p> <p>敷地内は転圧し砕石敷きとし、雨水は雨水浸透施設を新設して自然浸透させ、オーバーフロー分は西側に流す計画です。北側に2か所、南側に1か所出入口を設け、外周は出入口を除いて全体を取り囲むように高さ10cmから30cmの土留め鋼板を新設します。その際には既存電柱を避けて前面道路の幅を設けるために、場所によって10cmから30cmほどセットバックさせます。隣接地に現況が農地の筆はありません。</p> <p>申請者の所有農地に違反は見当たりません。</p> <p>他法令その他手続きに関して、雨水浸透施設の新設にあたり、下水道河川局河川管理課から許可済みです。宅造規制区域に該当しますが、土地の切り盛りは行わず手続き不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。前面道路に対して砕石や雨水の流出について問題ないことを都筑土木事務所に確認済みです。埋蔵文化財包蔵地域内ですが、教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課に届出済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	27番について、地区担当の私から発言いたします。
角田委員	事務局からの説明のとおり、何ら問題はないと思います。
議長	27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27番は許可相当とし市に進達します。

続いて、28 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は相続で申請地を取得しましたが、高齢かつ後継者もないため、農地の有効活用を検討しておりました。今回、近隣で自動車販売業を営む法人が借り受けたいとの申し入れがあり転用を申請するものです。

借受法人は申請地の隣地に販売用の自動車を保管する駐車場を賃借で借りていますが、5月上旬に解約することになり、駐車台数をそのまま近隣で移転できる場所を探しておりましたところ、申請地が見つかりました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m以内に、横浜市立川和小学校・川和町宿公園があります。

敷地内は転圧し砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口は北側に、幅5mのコンクリートスロープを設置します。隣地境界には土留め鋼板を新設し、北側の前面道路側は高さ20cm、地形が盛り上がっている隣接農地側には50cm、南側は法面がありますが、平坦な法上までは砕石敷きにし、法面は現況の土のままとします。法下は道路側からの侵入と不法投棄を防ぐため、既存ブロックの内側に1mから1.5mの高さの鋼板に加え、更に高さ1mの落下防止フェンスを新設します。隣接農地所有者には計画の了承済みです。

申請者の所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、雨水浸透阻害行為の対象外であることを、下水道河川局河川管理課に確認済みです。前面道路に対して砕石や雨水の流出について問題ないこと、出入口スロープの位置にあるグレーチング蓋を強度に問題ないコンクリート蓋と取り換えることを都筑土木事務所に確認済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

28 番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員

事務局の説明のとおり、問題ないと思います。

議長

28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、28 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、28 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。47番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は横浜市内で小規模保育事業を営む法人です。都筑区川和町で小規模保育所を開設することになり、申請要件に必要な園庭として使用できる土地を探してい

たところ、土地所有者から申請地の紹介を受け申請に至りました。

保育所の開設予定地は都筑区川和町の建物の一室です。申請地までの距離は 50m ほどしか離れておらず、車の通行が少ないため小児を連れて安全に行き来できる立地です。保育所の開設のためには最低でも園児 1 名あたり 3.3 m²の広さの屋外遊技場が必要です。開設時は 13 名を予定しているため 42.9 m²が最低限の必須面積ですが、実際には園児が走り回ると必須面積だけでは非常に狭いこと、通路やけがをした園児を退避させるスペースを設けることを考慮すると、100 m²ほどの面積が少なくとも必要です。

立地基準は第 3 種農地です。300m 以内に横浜市営地下鉄川和町駅があります。

敷地内は現況のまま土を転圧し、雨水は自然浸透とします。園児の遊び場のスペースには、扉付きの高さ 1.4m のメッシュフェンスを新設します。隣接地に農地がありますが、耕作に影響ないことを確認済みです。

他法令その他の手続きに関して、造成工事にあらず、宅地造成許可不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

47 番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員

事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。

議長

47 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、47 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、47 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、48 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は造園業を営む法人で、都筑区南山田町で賃借中の資材置場が立ち退きを求められています。また、必要に応じて購入していた土をある程度在庫保管したいのと新たにフェンスの代わりに竹を使用する仕事を受注したため、既存の借地よりも広い面積の土地を探していたとのことです。

立地基準は第 3 種農地です。申請地から 500m 以内に早淵中学校と勝田小学校があり、前面道路に上水道管・ガス管があります。

敷地内は転圧の上、砕石敷きとし、自然浸透させます。出入口部分はコンクリート敷きとし土砂流出を防ぎ、雨水は新設 U 字側溝を介して既存雨水枡から公共下水へ接続します。敷地内の北東側の境界は、既存コンクリートブロック 2 段とネットフェンスを活用します。北側と西側の一部は既存万能鋼板とコンクリート土間を活かし、西側の一部には新設単管パイプと土留鉄板を設置します。南側は新設単管パイプと

	<p>土留め鉄板を設置します。</p> <p>出入口部分の雨水と土砂流出防止について都筑土木事務所と協議済みです。産業廃棄物の運搬車の保管場所変更は、資源循環局に届出します。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	48 番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。
金子推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ないと思います。
議長	<p>48 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、48 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、48 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、49番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は建築業を営む法人です。現在、申請地と同一地番の一部を駐車場及び資材置場として借り受けて使用をしております。現在、借りている土地の面積は、109.17㎡と小さいため、従業員用の駐車場は別途月極駐車場を借り、必要な資材については施工現場等に直接搬入すること等で対応しておりましたが、業務に支障をきたしており、これを解消するため転用申請するものです。一体利用による事業効率化という点で条件に合う土地は申請地が唯一の土地でした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、周辺の集団農地は10ha未満です。</p> <p>被害防除について、隣地境界は北側・南側はハイグリットフェンスを新設し土砂流出防止ます。敷地内は全面砕石敷で雨水は自然浸透させます。隣接農地所有者には計画について説明し了承も得ています。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	49 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	事務局の説明のとおり、問題ないと思います。
議長	<p>49 番について、その他の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、49 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、49番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。62番から69番までについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>62番について、立地基準は第3種農地です。11年間、住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>63番について、立地基準は第2種農地です。11年間、事務所敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>64番について、立地基準は第2種農地です。17年間、通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>65番について、立地基準は第2種農地です。11年間、資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>66番について、立地基準は第3種農地です。11年間、建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>67番について、立地基準は第2種農地です。17年間、通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>68番について、立地基準は第2種農地です。17年間、通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>69番について、立地基準は第3種農地です。11年間、住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p>
議長	<p>62番から69番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p>
菅沼委員	<p>これらは、10年以上の間気がつかなかったということでしょうか。10年以上経過するのを待っていたということでしょうか。</p>
事務局	<p>10年以上経過するのを意図的に待っていたということではありません。</p>
議長	<p>62番から69番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、62番から69番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、62番から69番につきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。13番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は、相続人が果樹畑として農業経営をされます。今後も引き続き農業経営を</p>

営むとのことです。申請地の状況については、直売所を除外しております。

以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長

13 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員

果樹栽培を熱心にされている方で、何ら問題はありません。

議長

13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、13 番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、13 番は証明交付とします。

続いて、14 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は、相続人が果樹畑として農業経営をされます。今後も引き続き農業経営を営むとのことです。申請地の状況については、農業用倉庫を除外しております。

以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長

14 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員

果樹栽培を熱心にされている方で、何ら問題はありません。

議長

14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、14 番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、14 番は証明交付とします。

続いて、15 番について、事務局から説明してください。

事務局

令和 6 年 7 月 20 日に相続が発生し、被相続人の息子である相続人が当該地を相続するにあたり納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。

申請地は露地野菜畑・果樹畑等として全て良好に耕作されていることを確認しています。申請地の状況については、山林、農業用倉庫、駐車場、直売所、通路部分を除外しています。

	以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	15 番について、地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。
飯田委員	直売に力を入れている方で、何ら問題ありません。
議長	15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
根本推進委員	課税地目は山林であるが今回を猶予を受けるといえるのでしょうか。
事務局	課税地目は山林ですが、今回、猶予を受けるにあたり現地調査をしたところ現況が農地である箇所があったため農地部分については今回猶予を受けるものです。
議長	15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
井上推進委員	現況が農地であるのであれば、なぜ課税は一部農地にならないのか税法上の問題を教えて欲しい。
事務局	税法上といっても今回のような相続税の問題と、固定資産税の問題とがある。現況が農地であるのに固定資産税がなぜ農地課税にならないのかという趣旨のご質問であるとすると、こちらは課税所管課の判断となります。土地所有者で課税を農地にしたい場合は、農業委員会に、現況農地証明の発行に関する相談をした上で、課税所管課と土地所有者で固定資産税の農地課税についてやりとりをするのが一般的かと考えられます。
議長	15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15 番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、15 番は証明交付とします。 続いて、第 6 号議案、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。15 番について、事務局から説明してください。
事務局	令和 7 年 1 月 2 日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第 2 条第 1 項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を

有するもの」に合致しています。

議長 15 番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。

金井委員 事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。

議長 15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、15 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、15 番は証明交付と決定します。
続いて、16 番について、事務局から説明してください。

事務局 令和6年9月1日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 16 番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員 事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。

議長 16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、16 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、16 番は証明交付と決定します。
続いて、第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。22 番から 23 番について事務局から説明してください。

事務局 買取希望がある場合は、3月5日(水)を期限として事務局までご連絡ください。

議長 22 番から 23 番について、あっせんに協力します。
続いて、第8号議案「農地利用集積計画案の審議についてについて」審議します。
事務局から説明してください。

事務局 今回、本農地利用集積計画が決定されますと、3月14日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、4月1日から利用権設定が開始になる予定です。今回、全体の設定筆数は371筆で、面積は316,690.31㎡です。このうち、2の表一般法人等が借りるものです。19ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、賃借の条件、借り手という構成になっています。1件ごとの個別説明は省略させていただきます。

こちらの議案の説明は以上です。

議長 第8号議案について、意見、質問等がありますか。
無いようですので、第8号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第8号議案については決定とします。
続いて、第9号議案「農地利用集積等促進計画の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 区別設定内容一覧(出し手分)をご覧ください。これは地権者が農地中間管理機構に貸付ける一覧となっており合計設定筆数は62筆、面積は55786.48㎡です。
続いて、区別設定内容一覧(受け手分)をご覧ください。これは農地中間管理機構が耕作者に貸付ける一覧となっており、設定筆数は65筆、面積は58477.48㎡です。
議案の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 第9号議案について、意見、質問等がありますか。
無いようですので、第9号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第9号議案については承認とします。
続いて、第10号議案「令和8年度税制改正要望の意見のとりまとめ」について事務局から説明してください。

事務局 12月総会で意見提出を依頼し、2月の締切りまでに提出があったものについてとりまとめ、表にしています。
今回、新規の要望はご提出がなかったため、全て継続の案件で、令和7年度要望と同一内容となります。本日の総会でご承認いただけましたら、3月中に県農業会議に要望書を提出します。その後の流れは、56ページの「今後の日程」のとおりです。

なお、令和7年度の要望についてですが、「1 相続税・贈与税関係」の(1)～(3)については県農業会議の要望事項でも挙げられており、特に(2)については県の国への個別要望事項でも採用されています。令和7年度の税制改正には反映されておりませんので、継続して要望していく必要があると考えます。

議長 第10号議案について、意見、質問等がありますか。

坂田委員 昨年度要望を挙げたものについて、経過はどうなっているのか。

事務局 税制改正要望については、個別に要望に対する回答はありません。昨年度挙げている要望は残念ながら税制改正事項に反映されていないため、継続して要望を挙げていく必要があります。

議長 第10号議案について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、第10号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第10号議案については決定とします。
続いて、第11号議案「横浜市中心農業委員会農地造成工事指導要綱及び同事務処理要領の改正について」事務局から説明してください。

事務局 農地造成の必要な指導について定めた「横浜市中心農業委員会農地造成工事指導要綱」及び「同事務処理要領」について、盛土規制法の改正等に伴い対象とする行為等を変更したいので一部改正します。

主な改正の概要について説明します。「主な改正の概要」の表、「規模による手続きの違い」の図をあわせてご覧ください。

まず要綱の対象とする農地造成についてですが、堆肥等の土壌改良材を含めた土等による盛土又は切土行為とします。改正の趣旨としましては、盛土規制法と同様に、土壌改良材の投入後の土砂と土壌改良材は一体的にその安全性を評価する必要があるため、対象物に「土壌改良材」を明文化します。

また、要綱で対象とする造成の規模については、従来は表の左側のとおりですが、①耕作中断期間1年以下、かつ②面積2,000㎡以下、かつ③最高盛土・切土高が2m以下のものと変更します。なお、この変更とともに、農地造成に当たらない管理行為についても、30cm以下・500㎡以下とします。これらの変更は、盛土規制法の規制対象行為等と単位を極力揃えるための変更です。

続いて、造成の技術的指標についてです。「規模による手続きの違い」の図の左側をご覧ください。従来は要綱の対象である軽易な農地造成に関して、横浜市の農政推進課が定めた技術基準で審査していました。2,000㎡未満で、一時転用許可を要する

場合でも、この基準にて技術的な観点は評価し、指導を行っていました。2,000 m²以上の場合は、県の土砂条例に抵触するため、土砂条例の中の技術的基準で県が審査・指導していました。

盛土規制法の改正後は図の右側のおりとなり、ハッチ掛けとなっている部分について盛土規制法の許可が、農地法の手続きに加えて必要となる場合があります。盛土規制法に抵触した場合は、そちらで技術的な審査が行われるため、要綱では技術的な観点の指導は行わないこととします。なお、県の土砂条例は盛土規制法の改正に伴い、盛土に関する箇所が削除される予定のため、今後は土砂条例の許可申請の手続きが不要となります。以上が改正の概要となります。本日、第8期第20回総会にてご承認いただけましたら、本日付で起案・決裁します。施行は盛土規制法の運用開始と合わせて4月1日を予定しています。説明は以上です。

議長 第11号議案について、意見、質問等がありますか。

坂田委員 農家が農地として利用するのに、盛土規制法等の改正によって必要な造成ができなくなり、営農が難しくなるのではないかと、このことを少し危惧している。

事務局 手続きの分、農家の手間が増えるのは事実ですが、造成に伴い農業に適した土がしっかりと搬入されることのチェックにもなるのご理解いただきたい。

議長 第11号議案について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、第11号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第11号議案については承認とします。
議事については終了しましたので、報告事項第1号から第9号について、野路委員をお願いします。

野路委員 報告事項第1号から第9号について、事務局から説明してください。

事務局 報告事項第1号から第9号まで一括で報告。

野路委員 ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。
無いようですので、報告事項第1号から第9号までを了承とします。
これもちまして、第20回総会を終了します。

(午後3時30分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年2月26日開催 第19回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	飯田清		出席	議事録署名人
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	欠席
12	岡本肇	連合会理事	出席	欠席
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	欠席
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		欠席	
7	中山勝		欠席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		欠席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし